

氏名 (法人にあっては名称)	株式会社広島銀行
住所	広島市中区紙屋町1丁目3-8
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 10 年 3 月 31 日
基準日	令和 7 年 3 月 31 日

1 事業の概要

銀行業

2 基準日における自動車の保有状況

事業所所在地 (市町名)	市町別 事業所数 (箇所数)	ガソリン				軽油			その他				計
		中・ 大型 自動車	普 通 自 動 車	小 型 自 動 車	軽 自 動 車	中・ 大型 自 動 車	普 通 自 動 車	小 型 自 動 車	中・ 大型 自 動 車	普 通 自 動 車	小 型 自 動 車	軽 自 動 車	
広島市	49	0	21	34	161	0	1	0	0	13	0	46	276
福山市	16	0	9	6	58	0	0	0	0	0	0	28	101
呉市	7	0	1	0	26	0	1	0	0	0	0	11	39
東広島市	6	0	1	2	36	0	0	0	0	0	0	8	47
尾道市	8	0	1	4	16	0	0	0	0	0	0	9	30
三原市	3	0	1	1	9	0	0	0	0	0	0	5	16
廿日市市	3	0	1	1	11	0	0	0	0	0	0	4	17
安芸高田市	1	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0	1	9
三次市	1	0	0	0	14	0	1	0	0	0	0	0	15
江田島市	2	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	3	7
庄原市	2	0	0	2	7	0	0	0	0	0	0	3	12
大竹市	1	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	4
府中市	1	0	1	0	11	0	0	0	0	0	0	7	19
竹原市	1	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	4	10
その他	6	0	1	3	24	0	0	0	0	0	0	9	37
() 書きは内数で広島市分 合 計		(0)	(21)	(34)	(161)		(1)			(13)		(46)	(276)
			38	56	391		3			13		138	639

※ 県条例に基づき県へ提出する場合、軽自動車の記載は不要ですが、記載することもできます。
ただし、①広島市条例に基づき市に提出する場合、②広島市分と広島市外（県内）分の計画を併せて策定する場合は、広島市分の軽自動車の記載が必要です。

3 温室効果ガスの排出抑制等に関する推進体制

計画を達成するための推進体制（管理体制）について、該当する項目に☑を付けてください。
該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

- ☐ 本社・本店における管理部門の管理責任者が、支店・営業所を含めて計画を推進。
- ☐ 各支店、営業所の長が、それぞれの事業所の責任者として計画を推進。
- ☒ 本社・本店の車両管理の統括部署を中心に計画を推進。
- ☐ 別添 推進体制
- ☐ その他

4 特定自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標

(1) 基本方針

自動車環境計画書を作成するにあたっての数値目標や目標を達成するために行う取組について、
該当する項目に☑を付けてください。

該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

- ☐ 低公害車を積極的に導入し、3年後に低公害車の導入率を今よりも上げる。 (目標導入率 %)
- ☐ エコドライブ運転の周知徹底を研修会等を通じて行い、CO₂及び大気汚染物質の削減に努める。
- ☒ 車両の購入時には、積極的に低公害車を購入する。
- ☒ 定期的に車両定期点検を実施し、エンジン、タイヤ等の状態を確認し、環境に配慮した運行を実践する。
- ☐ エコドライブ運転の徹底を図るため、社内にポスターを掲示し定期的に実施状況を確認する。
- ☐ その他

(2) 低公害車等の導入に関する計画 (各年度とも年度末日における台数)

(ディーゼル自動車の排出ガス低減装置等の装着に係る事項を含む)

種 別			低公害車等の使用台数 () 内は内数で広島市分						
			基準日 (R7. 3. 31)	令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度	
				目 標	純増	目 標	純増	目 標	純 増
低公害車	C N G (天然ガス) 自動車		0	0	0	0	0	0	0
	電気自動車		3	3	0	3	0	3	0
	ハイブリッド自動車		145	185	40	225	80	265	120
	メタノール自動車		0	0	0	0	0	0	0
	低燃費かつ低排出ガス認定車		442	418	-24	394	-48	370	-72
	次世代低公害車 (燃料電池自動車等)		0	0	0	0	0	0	0
その他環境配慮車	ディーゼル自動車	低排出ガス認定車	0	0	0	0	0	0	0
		D P F 装置等装着車	1	1	0	1	0	1	0
	L P G (液化石油ガス) 自動車		0	0	0	0	0	0	0
低公害車等の計			591	607	16	623	32	639	48
総台数			639	639		639		639	
低公害車等の導入率			92. 5%	95. 0%		97. 5%		100. 0%	

※1 「低公害車」とは、地球温暖化防止、大気汚染防止の観点から国が定めた車である。

※2 「その他環境配慮車」とは、環境への配慮において「低公害車」に準ずるものである。

※3 「低燃費かつ低排出ガス認定車」とは、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に基づく燃費基準達成車で、かつ、「低排出ガス車認定実施要領」に基づく低排出ガス認定車のことである。

※4 純増欄には、基準日に対する増加台数を記入する。(計画値)

(3) 自動車の使用抑制等 (広島県条例では「自動車の使用合理化」)

自動車の使用を控えるための目標や自動車の走行量を削減するための目標などについて、該当する項目に☑を付けてください。該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

☐	配送ルートの見直しを行うことにより、走行量の削減や車両の小型化を図る。
☐	車両の大型化によって積載効率の向上を図り、車両台数を縮減させる。
☐	輸送効率の悪い路線の見直しを図る。
☒	余剰車両の減車に努める。
☒	近隣等への移動は、公共交通機関や自転車の利用促進を行い、車両走行量の削減を図る。
☒	自動車の共同利用を図り、効率的な自動車の活用を図る。
☐	共同配送による1車当りの積載率の向上を図る。
☐	その他 ()

(4) 自動車の点検・整備

自動車の適正な点検・整備についての実施方法や体制整備などの目標について、該当する項目に☑を付けてください。該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

- ☒ 車両点検・整備マニュアルを作成し、適正な整備を行う。
- ☒ 定期的にタイヤの空気圧をチェックし、適正圧を維持する。
- ☒ 定期的なエンジンオイルの交換、エアクリーナーの清掃等を実施する。
- ☐ 車両整備マニュアルを定め、管理責任者から従業員に対して周知・徹底を行う。
- ☐ 車両に乗る際には、適正なタイヤ空気圧であることを確認する。
- ☐ その他

(5) 自動車の燃料抑制のための運転

自動車の運転（エコドライブ）の目標などについて、該当する項目に☑を付けてください。

該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

- ☒ 全従業員に対して、エコドライブの徹底を周知する。
(発進時のふんわりアクセル、加減速の少ない運転、停車する時の早めのアクセルオフ、アイドリングストップ、エアコンの使用は控えめに、道路交通情報の活用、不要な荷物は積まない、こまめなタイヤ空気圧のチェック等)
- ☐ エコドライブの実施状況について、運転者に記録を義務付ける。
- ☐ エコドライブの実行に関する管理責任者を設置する。
- ☒ 急発進・急加速を行わないように注意し、交通状況に応じた定速走行を行う。
- ☒ 交通状況に応じて定速走行を行う。
- ☐ その他

(6) 運転に関する従業員教育

点検・整備、エコドライブなどの従業員に対する教育内容について、該当する項目に☑を付けてください。該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

- ☐ 適正な点検・整備に関する研修会を開催し、従業員に周知・徹底を行う。
- ☐ エコドライブに関する研修を実施し、従業員に周知・徹底を行う。
- ☐ 所属長が、運転者のエコドライブをチェックする体制を設ける。
- ☐ アイドリングストップの義務付けについて、徹底を図る。
- ☐ 燃費向上の走行を実施しているドライバーを優良ドライバーとして社内で表彰する。
- ☐ 燃費向上の走行を実施している営業所等を社内で表彰する。
- ☐ 定期的に各車両の燃料消費率を集計し、職場内で公表を行い従業員の意識高揚を図る。
- ☒ その他

(7) その他、独自に取り組む事項があれば記載してください。